川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業における特定事業の契約締結について

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業について平成 25 年 12 月 20 日付けで、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)に基づく事業契約を締結しましたので、同法第 15 条第 3 項に基づきその旨を公表いたします。

1. 公共施設等の名称及び立地

名	称	所	在	地
川西市立桜が丘小学校		川西市日高町4番1号		
川西市立川西北小学校		川西市丸の内町7番1号		
川西市立多田小学校		川西市多田院1丁目4番1号		
川西市立清和台小学校		川西市清和台東2丁目2番地の2		
川西市立東谷小学校		川西市見野2丁目30番1号		

2. 選定事業者の商号又は名称

東急建設株式会社 大阪支店

一吉工業株式会社

株式会社あい設計 大阪支社

3. 公共施設等の整備等の内容

- 事業対象5校の対象棟について、耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三 者機関の評価取得、耐震補強実施設計、耐震補強工事及び工事監理、大規模改造実 施設計、大規模改造工事並びに工事監理を行う。
- 事業対象5校のすべての棟について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第2項及び第4項に基づく建築物、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く換気設備、給水設備及び排水設備)の定期点検を行う。

4. 契約期間

平成 25 年 12 月 20 日~平成 33 年 3 月 31 日

- 5. 契約金額
 - 3,363,960,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項の通りである。

(構成企業の債務不履行等による契約解除)

第63条 契約期間において、次の各号に掲げる事項が構成企業のいずれかに発生した場合は、市は、代表企業に対して通知することにより本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 構成企業のいずれかが本事業の全部又は一部を放棄し、30 日間以上にわたりその 状態が継続したとき。
- (2) 構成企業のいずれかが、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても耐震補強工事及び大規模改造工事を開始せず、市が相当の期間を定めて代表企業に対して催告したにもかかわらず、代表企業から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき(又は代表企業が構成企業をして市が満足すべき合理的説明をさせないとき)。
- (3) 契約期間内に耐震補強工事及び大規模改造工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。
- (4)構成企業のいずれかに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、 特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、当該構成企業の取締役会で その申立てを決議したとき又は第三者(当該構成企業の取締役を含む。)によりそ の申立てがなされたとき。
- (5) 構成企業のいずれかが、市に対して虚偽の報告書を提出する等虚偽の報告を行ったとき。
- (6) 構成企業のいずれかが、本事業契約に定める義務に違反し、市が第70条(モニタリング及び業務水準未達成に関する手続)第2項に定める改善要求措置その他相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨の勧告(なお、かかる勧告においては、当該構成企業に対し、相当の期間を定めて是正策の提出及び当該是正策の実施を求めることができる。)を行ったにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されな

かったとき。

- (7) 構成企業のいずれかが、本事業契約に関して重大な法令違反を行ったとき(談合等の不正行為により、独占禁止法、刑法等に違反した場合を含むが、これに限らない。)
- (8)前各号に掲げる場合のほか、構成企業のいずれかが本事業契約に違反し、若しくは 表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達するこ とができないと市が認めたとき、又は構成企業のいずれかの財務状況の著しい悪化 その他構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難 であると市が認めたとき。
- 2 施工企業から市に対する全ての本施設の引渡しの前に前項により本事業契約が解除 された場合、前項各号に該当した構成企業は、別紙 12 記載の本業務に係る対価のうち割 賦手数料以外の費用に解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額と割賦手 数料の合計額の10%(前項第7号に該当する場合は20%)に相当する金額を違約金として 支払う。ただし、市が第72条(保証)に基づく履行保証保険金を受領し、又は銀行等に よる保証債務の履行を受けた場合には当該受領金等を違約金に充当する。また、市は、 解除した業務に関し、引渡し前の本施設があるときは、その全部又は一部を第50条(施 工企業による完工検査等)ないし第52条(施工企業による本施設の引渡し)の手続を経 た上、当該本施設に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金 額に、耐震補強工事又は大規模改造工事の出来形部分があるときは、その全部又は一部 を検査の上、出来形部分の評価額(新たな事業者が出来形を引き継いで耐震補強工事及 び大規模改造工事を完了させるために市において要する一切の費用(構成企業以外の者 に発注することに要する手続費用を含む。)を、当該耐震補強工事及び大規模改造工事に 対応する本施設に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額 から控除した残額)に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金 額にて買い受けることができ、当該本施設及び出来形部分の買受金額と上記違約金を対 当額で相殺することにより決済することができる(ただし、市はかかる義務を負わない。)。 なお、この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによ って支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールにつ いて協議を行う。
- 3 市が、前項により引渡し前の本施設及び出来形部分の全部又は一部の買受けを決定 し、代表企業に対してその旨通知した場合には、当該本施設及び出来形部分を施工した 施工企業は、直ちに、仮設構造物を撤去するなど引渡しのために必要な措置を講じたう

えで、当該本施設及び出来形部分を市に引き渡す。

- 4 第2項の場合において、市が被った損害の額が第2項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について第1項各号に該当した構成企業に損害賠償請求を行うことができ、解除した業務に関し、市は本施設又は耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分の全部又は一部を買い受ける場合には、第2項により定まる当該本施設及び出来形部分の買受金額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる(ただし、市はかかる義務を負わない。)。本項の相殺による決済が行われたときも、第2項のなお書きを準用する。
- 5 第2項の場合において、市が本施設又は耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分の全部又は一部を買い受けない場合、該当の本施設又は耐震補強工事及び大規模改造工事の施工企業は、自らの費用と責任により、本施設又は出来形部分を原状に回復しなければならない。ただし、既に本事業契約に基づき引渡しがなされた部分を除く。当該施工企業が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、市は当該施工企業に代わって原状回復を行うことができ(ただし、市はかかる義務を負わない。)、代表企業を含めいずれの構成企業もこれに対し異議を申し出ることができず、市はこれに要した費用を当該施工企業に求償することができる。
- 6 施工企業からの市に対する全ての本施設の引渡し後に、第1項により本事業契約が解除された場合、第1項各号に該当した構成企業は、別紙12記載の本業務に係る対価のうち割賦手数料以外の費用に解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額と割賦手数料の合計額の10%(第1項第7号に該当する場合は20%)に相当する金額を違約金として支払う。この場合において、市が被った損害の額が違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について当該構成企業に損害賠償請求を行うことができる。市は、違約金及び損害賠償請求権と本業務に係る対価のうち耐震補強業務費、大規模改造業務費、その他諸経費及び割賦手数料に係る部分の請求権を対当額にて相殺することができる(ただし、市はかかる義務を負わない。)。
- 7 施工企業からの市に対する本施設の引渡し後に、第1項により本事業契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利 関係(本施設の帰属を含むがこれに限られない。)は当該解除により影響を受けないものとする。

(市の債務不履行による契約解除)

第64条 契約期間において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が代

表企業による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、代表企業は構成企業を代表して本事業契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、市は、施工企業から市に対する全ての本施設の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合、解除された業務に関し、引渡し前の本施設があるときは、その全部又は一部を第 50 条 (施工企業による完工検査等) ないし第 52 条 (施工企業による本施設の引渡し)の手続を経た上、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分の出来高に応じた耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができる(ただし、市はかかる義務を負わない。)。この場合、市は、当該本施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業に生じた追加費用及び損害(構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。)を、合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 前条第7項の規定は、本条の解除に準用する。
- 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合において、構成企業が市に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、構成企業が市の定める窓口に預かり証を提出した後、市は構成企業に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。第3項~第4項については省略(法令変更による契約解除)

第66条 契約期間において、第73条(通知の付与及び協議)第4項本文の協議を経るか否かにかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更(本件国庫交付金の全部又は一部が交付されないこととなった場合を含む。以下同様。)により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議の上、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、施工企業から市に対する全ての本施設の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、解除された業務に関し、引渡し前の本施設があるときは、その全部又は一部を第50条(施工企業による完工検査等)ないし第52条(施工企業による本

施設の引渡し)の手続を経た上、当該本施設に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分があるときは、市は、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分に相応する構成企業が要した費用に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができる(ただし、市はかかる義務を負わない。)。この場合、市は、当該本施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

2 第63条(構成企業の債務不履行等による契約解除)第7項の規定は、本条の解除に 準用する。

(不可抗力による契約解除)

第67条 契約期間において、第75条 (通知の付与及び協議) 第4項本文の協議を経るか否かにかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議の上、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、施工企業から市に対する全ての本施設の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、解除された業務に関し、引渡し前の本施設があるときは、その全部又は一部を第50条 (施工企業による完工検査等) ないし第52条 (施工企業による本施設の引渡し)の手続を経た上、当該本施設に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分があるときは、市は、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分に相応する構成企業が要した費用に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができる (ただし、市はかかる義務を負わない。)。この場合、市は、当該本施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

2 第63条(構成企業の債務不履行等による契約解除)第7項の規定は、本条の解除に 準用する。

7. 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項については、以下の事業契約書の条項の通りである。

(事業契約終了に際しての処置)

第68条 構成企業は、事由の如何を問わず、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、契約終了の対象となる対象校又は本施設内(構成企業のために設けられた控室等を含む。)に構成企業が所有又は管理する仮設校舎等、工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、構成企業が正当な理由なく、相当な期間内に前項の物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、構成企業に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる(ただし、市はかかる義務を負わない。)。この場合においては、構成企業は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市が当該処置に要した費用を負担する。
- 3 構成企業は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、市が本施設を維持管理及び運営するために全ての必要な資料を引き渡さなければならない。